

解説 マイナンバー

平成28年1月から「社会保障・番号制度」(マイナンバー制度)がスタートする。行政だけでなく、民間企業も従業員などの番号を取り扱うため、民間企業はマイナンバーへの対応が急務となっている。本稿では、マイナンバー制度の概要、民間企業の対応策などについて解説する。

民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応

- ①個人番号の収集(本人確認)
- ②個人番号の保管
- ③帳票への個人番号の記入と行政機関などへの提出

員に「個人番号」(法人には「法人番号」)を付して、行政手続などで利用する制度である。これにより、行政機関が保有する社会保障と税の情報が一つの番号で管理できるようになり、社会保障の不正受給の防止や、正確な所得把握などが可能になる。

①従業員・扶養親族、株主、取引先(支払調書)を提出する取引先の個人番号を収集し、②これを保管し、③健康保険組合・年金事務所・ハローワークなどに提出する社会保障関係の書類に従業員個人番号・法人番号を記載することが求められる。従って、民間企業で、

この個人番号と特定個人情報は、取り扱いについて厳しい規制が存在する。例えば、民間企業は、原則として行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外で、個人番号を

個人情報のデータベースなど(「特定個人情報ファイル」)も、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な範囲を超えて作成すると違法となる。さらに、個人番号を取得する際には、必ず「本人確認」を行わなければならない。具体的には、①番号確認(番号が間違っていないか否かの確認)、②身元(実在)確認(提供している人間がなりすましでない本人であること)の確認が必要となる。この本人確認の実務をどのように構築するかが、民間企業

町村から、住民票の住所宛てに、各個人の「通知カード」が郵送されることで通知される。取扱いには厳しい規制がある。つまり、

この個人番号と特定個人情報は、取り扱いについて厳しい規制が存在する。例えば、民間企業は、原則として行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外で、個人番号を

取得する際には、必ず「本人確認」を行わなければならない。具体的には、①番号確認(番号が間違っていないか否かの確認)、②身元(実在)確認(提供している人間がなりすましでない本人であること)の確認が必要となる。この本人確認の実務をどのように構築するかが、民間企業

年1月から順次、行政機関などへ提出する書類に個人番号・法人番号を記載することが求められる。このため今年中に、取り扱いの規制や本人確認の義務などを前提とした①個人番号の収集、②保管、③行政機関などへの提出のための業務とITシステムの構築を行わなければならない。民間企業は、まさに待ったなしの対応を迫られているのである。

企業の対応は急務

民間企業は、平成28年10月10日、牛島総合法律事務所(牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰)

マイナンバー運用スケジュール

